

埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

1 目的

本要領は、埼玉県が発注する営繕工事において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1)モデル工事

「週休2日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休2日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。

1) 4週8休

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」と呼ぶ。）が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

4) 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。また、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）日に含む。

5) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

(3) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

1) 4週8休

対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」と呼ぶ。）が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

3 対象工事

モデル工事は、原則、全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- ・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等】
- ・対象期間が1か月未満の工事

4 発注方式

モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）
1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
1.01

(2) 積算及び変更方法

① モデル工事（現場閉所型）

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、埼玉県建設工事標準契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

② モデル工事（交替制）

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

平均休日率を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、埼玉県建設工事標準契約約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないものについては、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

＝当初請負契約額×（達成状況に応じた補正率の設計価格/（1）①による補正率の設計価格）

6 対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙2の特記仕様書を添付するものとする。

7 実施方法等

(1) モデル工事（現場閉所型）における現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- ・受注者は、工事着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式1）」を作成する。
- ・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることをPRする「掲示図（様式4）」を工事現場に掲示する。

② 工事着手後

- ・受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式1）」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。
- ・28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
- ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事現場連絡票を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- ・発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ 工事完成時（工事検査前）

- ・受注者は、工事完成日の14日前までに、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

④ その他留意事項

- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(2) モデル工事（交替制）における休日の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- ・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることをPRする「掲示図（様式4）」を工事現場に掲示する。

② 工事着手後

- ・受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。また、チェックリストの確認用に、休日確保状況を確認できる書類（作業日報等）を発注者に提示する。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ 工事完成時（工事検査前）

- ・受注者は、工事完成日の14日前までに、最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

④ その他留意事項

- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

8 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

この要領は、令和 3年12月 6日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和 5年 6月14日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和 6年 4月 1日以降に公告する工事に適用する。

ただし、本要領の適用日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。

(入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事(※)」の
試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入

＜埼玉県営繕工事における「週休 2 日制モデル工事」特記仕様書＞

1 週休 2 日制モデル工事

(1) 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休 2 日制モデル工事 (※)」の試行対象工事である。

試行の実施は、埼玉県営繕工事における「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/syukyu2modelkenchiku.html>

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入